平成２８年度

学生便覧

２０１６

静岡大学教育学部
静岡大学大学院教育学研究科

11. 学生生活の心得

Ⅰ ＜事務窓口・連絡方法＞

1 事務関係の取り扱い窓口

教育学部学生が行う事務手続きは、主に教育学部学務係（教育学部D棟４階）が取り扱います。なお、全学教育科目など大学全体で受け持つ内容は、共通教育棟の各窓口が担当しています。

《教育学部学務係　学生窓口業務時間》

８：３０～１２：３０

１３：３０～１７：００

（昼休みは緊急時以外入室をご遠慮ください。）

2 掲示板

大学が学生に対して行う全ての告示・通知、授業関係（試験、休講通知、授業変更等）、呼び出し及び奨学生継続手続日など、学生が知るべき事項は、原則掲示により伝えることになっています。掲示板の設置場所やどのような案内が貼り出されるかなど、情報収集の方法を熟知してください。

共通教育棟と教育学部棟の掲示板は、学生生活に直接関係した内容が掲示されるので、午前、午後それぞれ一度は必ず見るように心がけてください。**掲示を見なかったために不利益が生じても、学部では一切の責任を負いません。**

なお、学務情報システムのメール機能により、適宜授業担当教員や学務係等から連絡をすることがありますので、**必ずメールアドレスの登録を行ってください。**メールアドレスを変更した際は、学務情報システムの登録内容も必ず修正してください。

（１）大学事務室の掲示板（重要な連絡事項が貼られます。）

共通教育棟・・・Ａ棟２階玄関、Ａ棟東側、Ｂ棟ピロティ、Ｂ棟南側、Ｌ棟ピロティ

教育学部棟・・・Ｂ棟ピロティ　　（各位置は学内地図を参照）

（２）学生専用掲示板

学生自身がクラス、サークル活動などで使用できる掲示板で、階段の踊り場に設けてあります。次の事項を守れば、誰でも使用できます。

①掲示物には掲示責任者を明記し、必ず画鋲で留めること。

②スペースを考慮して、特大のものや同一掲示物を同じ場所に多数貼らないこと、長時間貼らないことなどを心がけること。掲示板には、糊・ガムテープ・セロテープで貼ることを禁止しています。

③反社会的な宣伝物については、撤去することがあります。

3 学務係の取り扱い内容

（１）教務手続きに関すること。

①入学、退学、転学、休学、復学、卒業及び修了に関すること。

②カリキュラム、授業及び履修登録に関すること。
③単位に関すること。
④学籍簿、その他の記録に関すること。
⑤学生証、成績証明その他の証明に関すること。
⑥研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生に関すること。
⑦他大学受験願に関すること。

（2）教育実習・教員免許に関すること
①教育実習に関すること。
②教員免許状に関すること。

（3）学生生活・キャリアサポートに関すること
①保健管理及び安全に関すること
②厚生施設及び保管施設に関すること。
③就職情報の提供に関すること。
④学生団体、集会及び掲示に関すること。
⑤課外活動及びその施設に関すること。
⑥賞罰に関する事。
⑦その他、学生の教務・厚生福祉に関すること。

4 証明書

各種証明書は、「自動発行機」（当日発行）で発行されるものと、教育学部窓口申請（使用予定の１週間前までに申請）、本部学務部学生生活課窓口申請の３種があります。書類を必要とする当日の、急な発行依頼は受け付けないので注意してください。

（1）証明書自動発行機で発行
①在学証明書（学部・大学院）
②卒業・修了見込証明書（学部・大学院）

学部の卒業見込証明書は、３年次末において６０単位以上修得し、当該年度の９月又は３月に在学期間が４年以上になる学生に発行します。卒業見込証明書は当該年度の卒業を確約するものではありません。

なお、４年次に上記の条件を満たさない学生で、卒業証明書の発行について特別の理由がある場合は、教育学部学務係に申し出てください。

③成績証明書（学部・大学院）
④ＪＲ学生割引証
⑤健康に関する証明書

自動発行機の設置場所	使用可能時間
共通教育Ａ棟２階　教務課発行機専用室内	月～金　８：３０　～　１７：００
共通教育Ｌ棟０階　人文社会科学部学務係室内	月～金　１３：００　～　２１：００＊

＊共通教育Ｌ棟の発行機：１７：００以降は人文社会科学部夜間主コース学生のみ利用可能です。人文社会科学部昼間コースの学生をはじめ教育学部の学生も原則利用できませんので、共通教育Ａ棟２階の自動発行機を利用してください。

＊機械のメンテナンス等により使用できない期間については、事前に掲示により告知します。

（２）教育学部・学務係窓口で申請（受取時には学生証が必要）

①単位修得証明書（免許用ほか）

②教員免許状取得見込証明書

③英文の証明書（在学証明書・成績証明書・卒業(見込)証明書・修了（見込）証明書）

④就職活動での求人先への推薦書の交付

＊授業料・寄宿料の納入及びこれに関することについては、財務施設部財務課出納係（本部棟）で行っています。

（３）学務部学生生活課窓口で申請（共通教育Ａ棟３階）

学生生活課が、以下の手続きについて、学部１～４年生、大学院１～２年生を担当しています。

①入学料、授業料免除申請

②奨学金申請受付（日本学生支援機構奨学金、地方育英会奨学金、地方奨学団体奨学金等）

③通学証明書の発行

④ＪＲ学生割引証の発行（自動発行機でも可能）

⑤団体（グループ）旅行申し込み手続

・・・教職員に引率された学生団体（８人以上）でＪＲを利用するときは、申込用紙をＪＲから受領の上、必要事項を記入し、所定の期間内に申し込み手続きを行ってください。

〈注意〉

①本学で発行する証明書類は、すべて社会一般では公文書として通用するものですから、その取り扱いには十分注意してください。期限切れや不用等の時は必ず返却し、紛失、盗難にあったときには、直ちに教育学部学務係に届け出てください。

②申込書には空欄がないよう、正確・丁寧に記入してください。申込書の記入内容が不備な場合には、証明書は発行されません。

③証明書の不正使用は絶対にしないこと。**特に学割証や学割証で購入した乗車券の貸与、譲渡は禁止されています。**不正行為が摘発されたときは、公文書不正使用として高額の追徴金が徴収されます。また、静岡大学全体が発行停止の処分を受ける等の制裁が科せられる場合がありますので、厳に慎んでください。

④私鉄で特別に定められた証明書用紙がある場合は、自分で用紙を準備の上、必要事項を記入して申し込んでください。

⑤パスワードを他人に知らせないでください。

II　＜学 生 生 活＞

5 指導教員制度及び相互連絡

1・2学年：学年と課程・専攻・専修を考慮して1名ずつ指導教員が置かれます。学年始めのガイダンスで各課程・専攻・専修ごとに紹介されるので確認してください。

3学年：課程・専攻・専修によって指導教員を置く場合と、専攻する研究室の教員が指導教員になる場合とがあります。

4学年：卒業研究あるいは卒業ゼミを指導する教員が指導教員となります。

指導教員へは学生生活一般、全学や日常生活の上での問題について、遠慮無く相談するようにしてください。

（1）学生カードの提出

毎学年始めに、所定の用紙に必要事項を記入、写真を貼付したものを2部作成し、指導教員と学務係へ、期限を守って提出してください。

学生カードは、大学からの緊急連絡時に必要です。

（2）提出事項変更の場合（随時）

住所変更・携帯電話番号変更及び改姓などで、学年始めに提出した学生カードの内容に変更があった場合には、直ちに届け出るとともに学務情報システム上の登録変更も行ってください（特に携帯電話情報）。変更の届け出が無い場合、大学から緊急の連絡を行う必要が生じても、連絡できず本人の不利益となることがあります。

なお、下記の変更がある場合は学務係の指定様式により届け出てください。

①改姓届 … 本人の名字が変更された場合。

②保証人変更届 … 入学時の「宣誓・保証書」に書かれた保証人が変更された場合。

③保証人住所変更届 … 保証人の住所が変更された場合。保証人宛ての郵便物が届かなくなるので、忘れずに提出してください。

（3）休学・留学・退学等に関連する願い出

休学・留学・退学等に関連する下記の願い出は、学務係の指定様式により行ってください。なお、①～④の願い出は遅くとも1か月前までに学務係へ提出してください。これらの願い出には指導教員と保証人の承認印及び直前の学期までの授業料納入が必要です。

①休学願 … 都合により大学を2か月以上休む時に提出します。休学中は授業料が掛かりませんが、在学期間に加算されないため休んだ期間分卒業の時期が遅れます。通常は学期単位での申請となります。

②復学願 … 休学を終えて大学に復帰する時に提出します。

③留学願 … 海外留学をする時に提出します。留学中は授業料が掛かりますが、在学期間に加算されます。日本学生支援機構の奨学金を借りている人は、手続きをしなければならないので必ず申し出てください。

④退学願 … 都合により大学を辞める時に提出します。

⑤他大学受験許可願 … 転入学・編入学等のため他大学の入学試験を受験する時に提出します。

⑥前学期末卒業申請書 … 過年度生が前学期末日で卒業を希望する時に提出します。

6 施設利用

（1）共通教育棟

共通教育棟の講義室については、授業及び学校の行事等に差し支えないときに限り、課外活動その他の集会のために使用することができます。

使用する場合は、毎月１日から７日前まで受付をしますので、責任者は「施設使用願」を学務部教務課教務係に提出してください。また、臨時で使用する場合は、使用予定日の１週間前までに同係に申し込んでください。

使用できる時間は次のとおりです。

共通教育棟講義室	曜　日	使用時間
A棟　0～1階 B棟　3～5階	月・火・水・金曜日	17時40分～21時
	木曜日	12時50分～21時
	土曜日	9時00分～21時
	休業日	9時00分～21時
A棟　2～4階	木曜日	12時50分～17時

備考　清掃等のため使用許可ができないこともあります。

音楽系サークルは、共通教育A棟0階とB棟3～5階に限ります。

※講義室は、いうまでもなく諸君が学生としての教養を身につける場であるので翌日からの講義に支障がないよう次のことを厳守してください。

①講義室内での飲食は禁止する。火気に注意し、特に指定された場所以外では喫煙はしないこと。

②備品の持ち出し、移動はしないこと。ただし、やむを得ない理由で移動するときは、使用後、もとにもどすこと。

③講義室の整頓（机、椅子等）及び清掃（紙屑、黒板等）を確実にすること。

④戸締まり（窓の施錠）及び消灯を確実にし、使用時間を厳守すること。

以上のことを守らない学生または学生団体については、以後講義室の使用を認めません。

（2）教育学部講義室

教育学部講義室を無断で使用することは禁止します。課外活動などで教育学部棟講義室を使用する場合、使用日１ケ月前から１週間前までに教育学部学務係で申し込み手続をしてください。使用できる教室は教育学部B棟（B212除く）に限ります。G棟は特別の理由がないかぎり学生の課外活動のための使用を認めていません。

講義室の使用にあたって、本学関係教員（顧問教員、指導教員など）の承認印が必要となります。

使用できる時間は次のとおりです。

教育学部棟講義室	曜　日	使用時間
B棟109－111室 204－208室 214－218室	月・火・水・金曜日	17時50分～20時
	木曜日	14時30分～20時

備考　休業日にあっては、B棟(B212除く)各室とも9時から20時まで使用できます。

※講義室は、本来授業を行う施設としてあるので、翌日からの使用に支障がないように以下の注意事項を守るようにしてください。

①火気に注意して、特に指定された場所以外では喫煙をしないこと。

②備品の持ち出し、移動は行わないこと。やむを得ない理由で移動するときは、使用後、もとにもどしておくこと。

③講義室の机・椅子などを講義に支障がない状態に確実に整頓し、室内のゴミ、汚れ、板書などを全て清掃すること。

④戸締まり（窓の施錠）及び消灯を確認し、使用時間を厳守すること。

以上のことを守らない学生または学生団体については、以後の講義室の使用を認めません。

（3）学生控室（教育学部Ｂ棟１階中庭側）

講義室使用と同様、注意事項を守り他の学生に迷惑がかからないよう使用してください。

（4）全学関係の施設

大学会館、総合運動場（体育館、グラウンドなど）・合宿研修施設・課外活動共用施設などを利用する場合は、『学生案内』を参照して共通教育Ａ棟３階の学務部学生生活課課外活動係に申し出てください。

7 学内の交通規制

大学構内には許可車両以外は乗り入れ出来ません。学内を交通事故・車騒音から守るために、別に定める大谷地区構内交通規則要領（『学生案内』参照）及び同運用方針に従って、構内交通規制を行っています。この規制は授業のない時間帯（休日などを含む）でも行われています。

二輪車は第１・第２及び仮設臨時駐車場の、指示された位置に置いてください。

なお例外として、片山寮生の正門・学寮間の二輪車使用と、身体的理由がある場合の車両の乗り入れは認められます（学務係へ相談のこと）。

8 安全な生活のために

（1）予防

Ａ．盗難防止

現金・貴重品及び自転車・バイクなどの盗難事件が毎年多数発生しています。次のことに注意して盗難防止に心掛けてください。

①現金・貴重品など

多額の現金は持ち歩かないことを心掛け、銀行・郵便局などのキャッシュ・カードを利用するようにしてください。下宿先などでも同様の注意を心掛けてください。

現金や貴重品は、自分の身から離さないようにしてください。特に、体育館の更衣室での盗難が多いので、体育の授業時には、更衣室に現金や貴重品を置いたままにしないでください。またH棟（音楽棟）の個人練習室でも盗難が多発していますので、注意してください。

②自転車・バイクなど

自転車・バイクから離れるときは、必ず施錠するとともに、バイクにはハンドルロックを

すること。バイクの車両ナンバーを控えておくだけではなく、自転車・バイクには車体番号が付されているので、これらの車体番号も記録しておくこと。

B．任意保険

自動車は勿論のこと、二輪車を保持・運転する場合、必ず任意保険へ加入すること。

（2）事故・盗難などへの対応

A．事故発生の対応

①学内での全ての事故（交通事故、人身事故、盗難事件など）

発生した場合、直ちに以下へ連絡をしてください。

《大学業務時間内》　事件発生の最寄りの部局（どこでも）

教育学部学務係 054-238-4580，054-238-4577

《業 務 時 間 外》　守衛所 054-238-4444（24 時間）…正門横

②学外の事故・事件

交通事故に遭遇した場合（加害・被害とも）には、警察へ通報するなど適宜対応した後、すみやかに教育学部学務係へ連絡し、指導教員と相談するようにしてください。学内の交通事故は増加の一途をたどっています。交通安全の自覚、安全運転の為の自制が強く望まれています。

最近、深夜の様々な事件が起きています。夜遅くの一人歩きは男女を問わず危険です。研究やサークルなどで遅くなった場合には、複数で帰宅するようにしてください。**事件に巻き込まれた場合は、警察へ通報した後、すみやかに①の学内連絡先に通報してください。**なお防犯ブザーを貸し出すことができますので、学務係に問い合わせてください。

B．拾得物の対応

遺失物を拾得した場合は、すみやかに拾得場所を管理する担当係に届け出てください。拾得物は学務係内の陳列ケースに展示しておきます。心当たりがあれば学生証を持参の上、教育学部学務係へ申し出てください。

共通教育棟：学務部教務課教務係

教育学部棟：教育学部学務係

C．困った時の各種窓口

静岡大学には、何かあったときの相談先（窓口）が各種あります。指導教員、教育学部学務係、守衛所 054-238-4444（24 時間）、全学学生相談室、学部学生相談員、ハラスメント相談委員、保健センターなどです（学生生活の心得、最後のページを参照）。

9　円滑な学生生活のために

（1）注意事項

A．試験中の「不正行為」

試験中に不正行為を行った者に対しては、学則第５７条に従って、厳重な措置をとります。
絶対に不正行為を行ってはいけません。

B．構内の騒音防止

大学構内では騒音にならないように、とりわけアンプ（マイク・スピーカー）類を使用しての広報・演説・音楽活動などは、他に迷惑が掛からない音量で行うようにしてください。音楽系サークルの場合は、音量に特に注意してください。授業のない時間帯でも充分な配慮をして活動してください。

C．構内美化とゴミの分別

大学構内で気持ちよく生活するために、期限切れのポスターなどの印刷物、飲み物の紙コップ、空き缶などを分別して所定のゴミ容器に入れ、ゴミの再資源化に努めてください。また、机や壁などに落書きをしないようにしてください。印刷物の配布者は、配布物が散乱しないように、必ず後始末をしてください。

D．喫煙と火気の注意

講義室や廊下での喫煙及び火気の使用は絶対に出来ません。
喫煙は必ず指定された場所（教育学部：Ｉ棟非常階段３階踊り場）で行うようにしてください。

E．学生控室（教育学部Ｂ棟１階中庭側）利用

教育学部Ｂ棟１階中庭側に学生控室があります。この部屋は中庭に面しているので、大きな物音を立てるなど、他の学生や教員の迷惑にならぬよう昼夜を問わず注意しましょう。ここでコンパ等を行うことは禁止されています。節度ある利用を心掛けてください。

F．携帯電話

授業中は携帯電話の電源を切り、使用しないでください。

（2）物品の貸し出し

学務部学生生活課課外活動係では、テント用具、機器類などの用具類の貸し出しを行っているので、課外活動等に利用できます。（学生案内参照）

（3）アルバイトの紹介

家庭教師及び一般企業のアルバイトは、静岡大学生活協同組合で紹介しています。募集の掲示は第一食堂ホール内及び第二食堂ホール内、募集内容の詳細は静岡大学生活協同組合事務室（学生厚生施設「銀杏」２階）にて閲覧できます。

アルバイトは学資の不足を補う場合のみ行うようにしてください。就業に際しては、健康と安全に十分心掛けるとともに、成績不良や修得単位不足など、学業に支障を来すことの無いように十分留意してください。新入生には、入学後３ヶ月間はアルバイトの紹介を行っていません。これは、大学での授業や新しい生活に慣れることを優先して頂きたいためです。

アルバイトをするに当たっては、本学の社会的信用を傷つけたり、学生としての品位を汚すことの無いように注意してください。

１０　就職関係

（1）教採受験希望者対象サポート・一般企業志望者対象就職ガイダンス

教職支援室（L棟1階）では、教職に関する相談や教員採用試験に向けた対策、さらに採用試験後、教師として現場に立つための対策講座を実施するなど、教採全般だけではなく試験後も視野に入れたきめ細やかな指導をしています。また県内各自治体（静岡県・静岡市・浜松市）の教員採用試験の願書の配布（例年4月上旬）も、ここで行っています。教採を受験するのに欠かせないのが、教職支援室です。専任のスタッフが常駐しているので、開室時間内にぜひ積極的に利用しましょう。

これに加えて、教育学部学生・キャリアサポート委員会主催で、教採ガイダンスを実施しています。県内各教育委員会の人事担当者による教採の概要説明や、教採合格者による勉強法アドバイス、また同窓会ＯＢ・ＯＧの先生方による教採面接対策講座等が行われます。また面接における質問内容、合格者の体験談などを編集した『教員採用・就職ガイドブック』を3年生後期に配布しているので、教員採用試験に活用してください。教採対策全般に関する掲示は、教職支援室前の掲示板および教育学部B棟掲示板で行っているので、注意してください。

一般企業志望者への就職ガイダンスは、学務部就職支援課（静岡キャンパス全学生対象）および教育学部学生・キャリアサポート委員会（教育学部生対象）主催で行われます。また企業の採用活動開始にあたって、多数の企業がブースを出展する県内最大級の合同企業説明会「静大就職祭」が行われるので、ぜひ参加しましょう。静大生だけを対象とした説明会なので、効果的な就職活動につなげられます。

共通教育A棟3階の就職支援課には就職相談室があり、キャリアカウンセラーの先生方が相談を受け付けています。エントリーシートの書き方、面接へのアドバイスなど、就活全般の不安に個別に対応してくれるので、ぜひ利用してください。

静岡キャンパス全体を対象としたガイダンスの日程、また就職相談室からのお知らせなどは、本学ホームページの「就職情報資料室」専用サイトから確認をしてください。このサイトには静大にピンポイントで来た求人情報や、インターンシップ関連の情報も掲載されているので、こまめにチェックすることが肝心です。教育学部主催の就職ガイダンスの案内は、教育学部B棟の掲示板に掲示されます。ガイダンスの日程は変更される場合があるので、注意してください。

（2）就職関係資料室

A．教育学部（教員採用試験および一般企業の資料）

《教職支援室》

教職支援室には『教職課程』『教員養成セミナー』『教育新聞』といった、教員採用試験対策にも役立つ各種雑誌、新聞、さらに県内の学校で使用されている小中学校の教科書、学習指導要領、読み聞かせ練習用絵本等が備え付けられており、随時利用可能です。

他にも小学校理科実験用器具やミシン、車椅子などの機材もあるので、活用してください。

《就職資料室》

就職を希望する学生の活動を支援するため、教育学部学務係の隣に就職資料室が設けられています。『週刊ダイヤモンド』『プレジデント』といった雑誌、また『就職四季報』をはじめ、就職活動に大いに役立つ書籍をそろえているので、ぜひ活用してください。公務員志望者用に向けて『受験ジャーナル』も併せて揃えてあります。大学外での各種就職活動関連のイベント

等についての案内や各種パンフレットも、ここにまとめてあります。学務係に用がある時は、ぜひ立ち寄りましょう。

B．全学（一般企業、公務員試験の資料中心）

《共通教育Ａ棟３階・就職情報資料室》

共通教育Ａ棟３階の就職支援課には、全学の就職情報資料室があります。公務員試験案内やパンフレット、企業からのＯＢ・ＯＧ情報、インターンシップ関連の情報、就職関連書籍を中心に、大学あてに届く就職資料はすべてここに集められています。

C．就職活動向けの証明書

①教員免許状取得見込み証明書

教育学部学務係窓口へ申請し、約１週間後に発行されます。受取時には学生証が必要です。

②成績証明書、卒業見込み証明書、健康診断書

自動発行機により即日発行されます。

１１　学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学において教育研究活動中（授業中・学校行事中・課外活動中・通学中等）の事故によって被った災害・傷害に対する被害救済措置としての災害保障制度であり、全国的な規模をもつ学生相互共済の傷害保険です。本学はこの制度の趣旨に賛同し、賛助会員大学となっています。教育学部では、学生後援会費からこの保険への加入金を一括して支払うようにしています。教育研究活動中の災害・傷害にあった場合には、忘れずに共通Ａ棟３階の学務部学生生活課課外活動係に届け出を提出してください。なお、詳細については、別途配付の「保険のしおり」を参照するか、学生生活課課外活動係に照会してください。

１２　国民年金

国民年金はすべての国民に老後の生活保障や障害になったときの保障を行うことを目的とした制度で、日本に住んでいる２０歳から６０歳までの方はすべて加入が義務づけられています。学生は、第１号被保険者として、国民年金に加入することになります。国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。又、保険料の免除制度もありますので、国民年金担当窓口で相談してください。

１３　健康管理

（１）定期健康診断

定期健康診断は、学校保健法に基づき、毎年４月に実施されますので、指定された日時に必ず保健センターで受診してください。教育実習を行う年度に実施される４月の定期健康診断を受けていない者は、教育実習を行うことができません。

（２）保健センター

保健センターは、本学の学生（あわせて教職員）の保健管理に関する専門的業務を総括的に行

う施設です。学生諸君の健康の保持・増進、疾病の予防や早期発見に努め、次のような業務を行っています。

①定期健康診断

４～６月に、内科診察、身長・体重測定、胸部Ｘ線間接撮影のほか、尿（腎臓病、糖尿病）血圧、貧血、肝・腎・血清脂質・尿酸の検査などを実施していますので必ず受診してください。

②継続要観察者健康診断

定期健康診断等で、何らかの異常が発見され継続的に経過観察を必要とする者に、年２回（春・秋）の健康診断を行っています。

③健康相談

内科医（常勤・非常勤）・精神科医（常勤）・カウンセラー（非常勤）・整形外科医（非常勤）及び保健師・看護師が、身体面・精神面の相談に応じています。受付時間等については「保健センター案内」を参照してくだい。

④救急処置

医師・保健師・看護師が応急処置に当たっています。ただし、長期にわたり継続的な処置を要する者には、適当な医療機関を紹介しています。

⑤健康診断証明書の発行

進学、就職、体育大会出場等に必要な証明書を発行しています。ただし、定期健康診断を受診していない者には発行できないので注意してください。

⑥その他

特殊定期健康診断（実験などでラジオアイソトープや特定有害物を扱っている者に対して行う健康診断）、スポーツ関係者健康診断等を行っています。

（３）健康保険証

自宅以外から通学している学生は、不慮の事故、病気に備えて「遠隔地被保険者証」を持っていると便利です。この発行申請には、添付書類として「在学証明書」 が必要となります。

１４　学生相談室・修学サポート室

学生相談室は、学生生活を送る中で生じた問題や迷いなどで指導教員や友人には相談できない事柄について、助言や必要な情報を提供するところです。相談の内容は、進路に関わること、転学、転専攻、他大学再受験、学業に関わる問題、対人関係、家族問題、対悪徳商法など社会的トラブル、精神的な悩みなど広い範囲にわたります。相談室員（教員及びカウンセラー）は、授業期間中の昼休みに学生相談室で待機しています。プライバシーの保護のため、ここでの相談内容は決して他に漏れることはありませんので、安心して利用してください。

共通教育Ａ棟５階501室　電話 237-7309

ウェブサイト　http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html

修学サポート室は、身体障害や発達障害があるため又はコミュニケーションが苦手なために、大学で勉強する上で困難を感じている学生を支援するところです。それぞれの特性やニーズに合わせて、修学上必要な支援や配慮を提供するため、専任のコーディネーターが対応しています。

共通教育Ａ棟５階502室　電話 238-4333

ウェブサイト　http://www.ossn.support.shizuoka.ac.jp/

学生相談室・修学サポート室は共通教育Ａ棟５階に設けられています。

詳しい情報は下記にて入手できますので、ご覧ください。

静岡大学学生センター学生相談部門ウェブサイト

http://www.ipc.shizuoka.ac.jp/~hyoota/index2.html

＊＊困った時の各種相談窓口＊＊

① 指導教員
② 教育学部学務係 054-238-4580、054-238-4577
③ 守衛所 054-238-4444（24 時間）
④ 全学学生相談室 (054-237-7309)
⑤ 修学サポート室 (054-238-4333)
⑥ ハラスメント相談員（パンフレット参照）
⑦ 保健センター (054-238-4468)
⑧ 学外の相談窓口
- ・性被害‥県警の性被害専門ダイアル 0120-78-3870
- ・その他の被害‥犯罪被害者支援 0570-07-9714
- ・法テラス静岡‥050-3383-5400

１５　ハラスメントの防止と相談

強い立場の人が弱い立場にある人びとに対して、不快な言動を行ったり、不平等に扱い不利益を与えたりすることによって、被害者は加害者には想像できないほど傷つくことがあります。そうした行為を「ハラスメント」といいます。

ハラスメント行為には、次のような行為があります（ハラスメント防止規程参照)。

《セクシュアル・ハラスメント》

セクシュアル・ハラスメントとは教職員と学生、上司と部下、先輩と後輩などの力関係を背景として行われる、本人の意に反する性的言動であり、性的自己決定権を侵害し、就学や就労環境を悪化させる人権侵害行為です。

《アカデミック・ハラスメント》

教職員が、学生等に対して、教育研究の場における優位的地位を利用して、教育・研究上において不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことです。

《パワー・ハラスメント》

教職員などが、職務上の地位または権限を不当に利用し、あるいは逸脱して、他の職員に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことです。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは学外、例えばアルバイト先や研修・実習先などでも起こりうるものです。

静岡大学では「ハラスメント防止等に関する規程」（『学生案内』参照）を制定し、ハラスメン

ト防止対策委員会や相談員を設置してハラスメントの防止及び救済に努めています。

被害の申立があった場合には、相談者の方の希望に応じて、場合によっては防止対策委員会の下に調査委員会が設置され、事実関係の調査等を行います。調査に当たっては、関係者の方のプライバシーが尊重されるのはいうまでもありません。

調査結果に基づき、学長により必要な措置がとられます。また、処分等が必要な場合には規則に基づいて手続が進められます。

他者を傷つけるハラスメントを起こさないように各自が努めるべきなのは当然です。ただ、自分では意識せず、自覚できないまま人を傷つけてしまっていることもありますので、ハラスメント行為を指摘された場合には、真面目に受け止め、反省すべき点があれば反省し、謝罪しましょう。お互いに嫌なことを嫌だといえる環境作りが大切です。

自分がハラスメントを受けたり、あるいはハラスメント被害を見聞きすることがあった場合には、自分だけで思い悩まず、できる限り早い時点で信頼できる方に相談してください。

大学ではハラスメント専門の相談員を配置しており、学生相談室や保健センターなどでも相談を受け付けています。パンフレットに相談員の名簿と連絡先が掲載されていますので、自分で自由に相談先を選んで相談してください。また、学外にも多くの相談窓口があります。

ひとりで思い悩まず、なんでも遠慮せず相談してみましょう。

１２．東海地震に備えて

１．東海地震とは

１００年から１５０年間隔で駿河湾から遠州灘にかけて周期的に発生するマグニチュード８クラスの巨大地震をいいます。１８５４年の安政東海地震からすでに１６０年近く経過しており、近い将来この地震の発生が心配されています。また、西隣りの熊野灘から四国沖にかけても同じくマグニチュード８クラスの巨大地震（東南海地震および南海地震）の発生が心配されており、これらの地震が東海地震と連動した場合にはマグニチュード９近くの超巨大地震になると予想されています。

２．地震による被害

静岡市のほとんどの地区が震度６強以上の揺れに見舞われ、静岡市の海岸地区の一部が津波の直撃を受けると予想されています。阪神・淡路大震災と同程度の震度７以上の激震地区では家屋の倒壊が３０％以上におよび、急傾斜地や軟弱地盤の場所では山崩れや地割れ等が生じます。木造家屋の密集地域では火災による延焼も予測されています。被害予測は以下のページで見られます。

静岡県第４次地震被害想定

https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/

＊この中の静岡県統合基盤地理情報システム(GIS)で各地区の詳細な予測を見られます。

３．安否情報のネットワークへの掲示

震災後の学生・留学生・教職員の安否情報を「静岡大学安否情報システム」

http://anpi.ipc.shizuoka.ac.jp/

に掲示するので、実家が遠隔地の人は家族にその旨を伝えておいてください。また、大規模地震発生後は自分の安否情報を登録してください。携帯電話からも閲覧・登録できます。

４．日頃の対策

ａ．家具・テレビ等の重量物を固定したり、天井・壁等の間に転倒防止器具を入れてください。とくに就寝場所の安全を確保してください。阪神・淡路大震災では、家具や電化製品の下敷きとなって多くの命が失われました。

ｂ．住居や大学付近の危険箇所を、上記の「東海地震被害想定」や各市町のハザードマップ等で確認してください。とくに津波危険地域や土砂災害危険地域に居住している場合は、一刻も早い避難が必要となります。

ｃ．住居付近の避難場所を確認してください。

ｄ．スーパーや生協等で、ご飯の缶詰、乾パン、インスタント麺や汁ものなどの食料及び飲料水を最低３日分購入し、懐中電灯、ラジオ、電池、非常用充電器（携帯電話用）、軍手、防寒具、洗面具、下着類、常備薬、ヘルメットなどと共にリュックサック等に入れて、すぐに持ち出せるように準備してください。

ｅ．大学や地域で開講されている防災関連の授業や講演会、防災訓練などに積極的に参加し、防災に必要な知識を学んでください。

５．一般的諸注意

a．大学構内では、非常口・避難順路、消火器の位置と使用法、ヘルメットや懐中電灯などを確認し、災害発生時に慌てずに対処できるようにしてください。
b．避難時には、エレベータは絶対に使用せず、徒歩で避難してください。
c．非常口、非常階段の扉の鍵には、プラスチックのカバーがかけてありますが、ひねると壊れるので、非常の際には壊して脱出してください。
d．非常階段の遮蔽物は足で簡単に蹴破れます。
e．教育学部の建物内の防火シャッターは、横の開き扉から出入りできます。

6．警戒宣言の発令と避難

観測データに異常が発見された場合には、その深刻度に応じて気象庁から「東海地震調査情報」あるいは「東海地震注意情報」が発表されます。さらに事態が深刻化すると「東海地震予知情報」が発表された上で、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発令されます。「警戒宣言」の発令に伴い、ほぼ全ての交通機関がストップします。静岡大学では、上記の「東海地震注意情報」が発表された時点でただちに休講となり、その旨を学内放送等によって指示します。注意情報段階では交通機関はストップしないので、休講後は各自の判断で自由に行動してください。注意情報なしに、いきなり警戒宣言が発令された場合には、以下の指示に従ってください。

a．共通教育棟及び体育館で授業・研究をしている場合

担当教員の指示に従い、ひとまず第一次避難場所である「サッカー場北側」に避難した後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

b．教育学部各棟で授業・研究をしている場合

教育学部の第一次避難場所である「教育学部Ｂ棟下広場」に避難し、安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

上記ａ及びｂの場合で、帰宅できない時には、大学または大学付近での宿泊等の対策をたて、教育学部の地震対策本部に報告してください。

c．休憩時間中及び課外活動中

図書館内にいた場合は、図書館長の指示に従って避難してください。その他の建物内及び屋外にいた場合には、最寄りの第一次避難場所にひとまず避難した後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、帰宅もしくは学内に留まってください。

教育学部構内での避難経路及び第一次避難場所は１３０頁の図のとおりです。共通教育棟にいる場合と教育学部にいる場合で避難場所が違いますから、注意してください。

d．登下校中

自宅または下宿等に速やかに帰宅し、報道機関の情報に注意するとともに、地域の防災活動に協力してください。

避難勧告や避難指示が出された場合、身の危険を感じた場合には、地域指定の避難場所に移動してください。その際、避難先が分かるように親族、友人、大学等と連絡を取る方法を日頃から決めておいてください。大学キャンパスは地域住民の一次避難地（不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間）、大学の体育館は避難所（災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設）に指定されています。もし、下宿が不安である場合や帰宅が困難な場合には、大学へ避難する旨を申し出てください。その際には、携帯ラジオや数日分の食糧と水等を持参してください。

e．自宅もしくは下宿にいた場合

食料・水・懐中電灯等、必要最小限のものを持って地域の避難場所に避難してください。

地域の避難場所は各市町のホームページ等で確認できます。以下は静岡市の避難場所一覧：
http://www.city.shizuoka.jp/000_001521.html

7．突然、大規模地震が発生した場合

a．共通教育棟及び体育館で授業・研究をしている場合

一時、机の下などの安全な場所に身を隠し、地震の大きな揺れが終息するのを待って担当教員の指示に従い、余震や落下物等に注意しながら、第一次避難場所（サッカー場北側）に避難してください。研究などで研究室・実験室にいた場合は、火元を止め、できるだけ安全な場所で揺れの収まるのを待ち、その後火災発生のないこと、負傷者及び閉じこめられた人がいないことを確認してから避難してください。

避難の後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

b．教育学部各棟で授業・研究をしている場合

一時、机の下などの安全な場所に身を隠し、地震の大きな揺れが終息するのを待って担当教員の指示に従い、余震や落下物等に注意しながら、第一次避難場所の「教育学部Ｂ棟下広場」に避難してください。研究などで研究室・実験室にいた場合は、火元を止め、できるだけ安全な場所で揺れの収まるのを待ち、その後火災発生のないこと、負傷者及び閉じこめられた人がいないことを確認してから避難してください。

第一次避難場所に避難の後、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

・研究室・実験室では、火災などによる二次災害を防ぐため、必ず消火活動を優先してください。
・負傷者等を発見した場合には、速やかに救出活動を行うか、教育学部の地震対策本部に知らせてください。
・無事を確認した後、学生諸君は救助活動、情報の収集、食糧の確保、避難住民の世話など大学及び地域でのボランティア活動の協力をお願いします。

c．休憩時間中及び課外活動中

図書館内にいた場合は、図書館長の指示に従って避難してください。その他の建物内及び屋外にいた場合には最寄りの第一次避難場所にひとまず避難し、教育学部Ｂ棟下広場の安全確認表に記入のうえ、大学の指示に従って冷静に対処してください。

教育学部構内での避難経路及び第一次避難場所は１３０頁の図のとおりです。共通教育棟にいる場合と教育学部にいる場合で避難場所が違いますから、注意してください。

d．登下校中及び在宅中

登下校中の場合は、建物・電柱等からできるだけ離れた安全な場所に避難して地震の揺れが終息するのを待って帰宅してください。被害が甚大な場合、地域の避難場所へ避難し、安否情報を上記の「静岡大学安否情報システム」に登録してください。

予想される大地震発生後は、交通機関は完全に止まると考えてください。徒歩での帰宅が困難な場合には、大学に引き返してください。

e．自宅もしくは下宿にいた場合

食料・水・懐中電灯等、必要最小限のものを持って地域の避難場所に避難してください。また、安否情報を上記の「静岡大学安否情報システム」に登録してください。

地域の避難場所は各市町のホームページ等で確認できます。以下は静岡市の避難場所一覧：
http://www.city.shizuoka.jp/000_001521.html

8．震災後の登校

震災後は適切な時期に登校して、教育学部B棟下広場の対策本部にて、自己の安全、下宿等の状況、帰省先の状況、援助の必要性、避難先、所属クラブ、友人・知人の安否、ボランティア活動の可否等について登録してください。その際可能ならばバイク・自転車を持参してください。

授業の開始は、新聞、テレビ、ラジオや大学のホームページに掲示します。

教育学部地震避難経路図

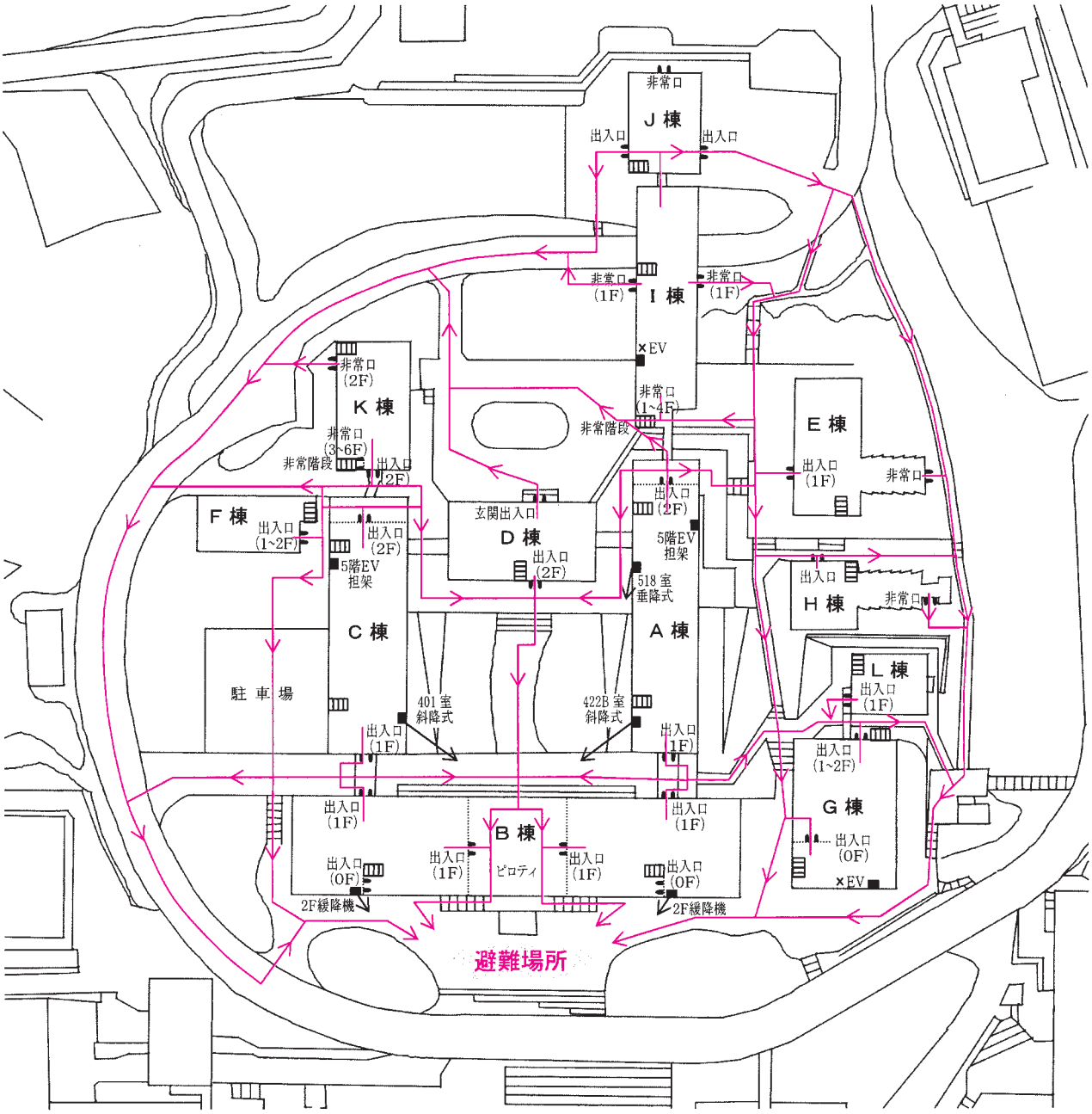

【避難の際の注意事項】

●原則は、最短ルートで近い出口から屋外へ出て、建物から離れてください。
●その際、非常階段を使用し、エレベーターは使用しないでください。
●その後、安全なルートにより避難場所へ集合してください。

あくまで目安として複数の経路を示してあります。
実際の被災状況に応じて各自最良と思われる経路を選んでください。

共通教育棟避難経路及び第１次避難場所

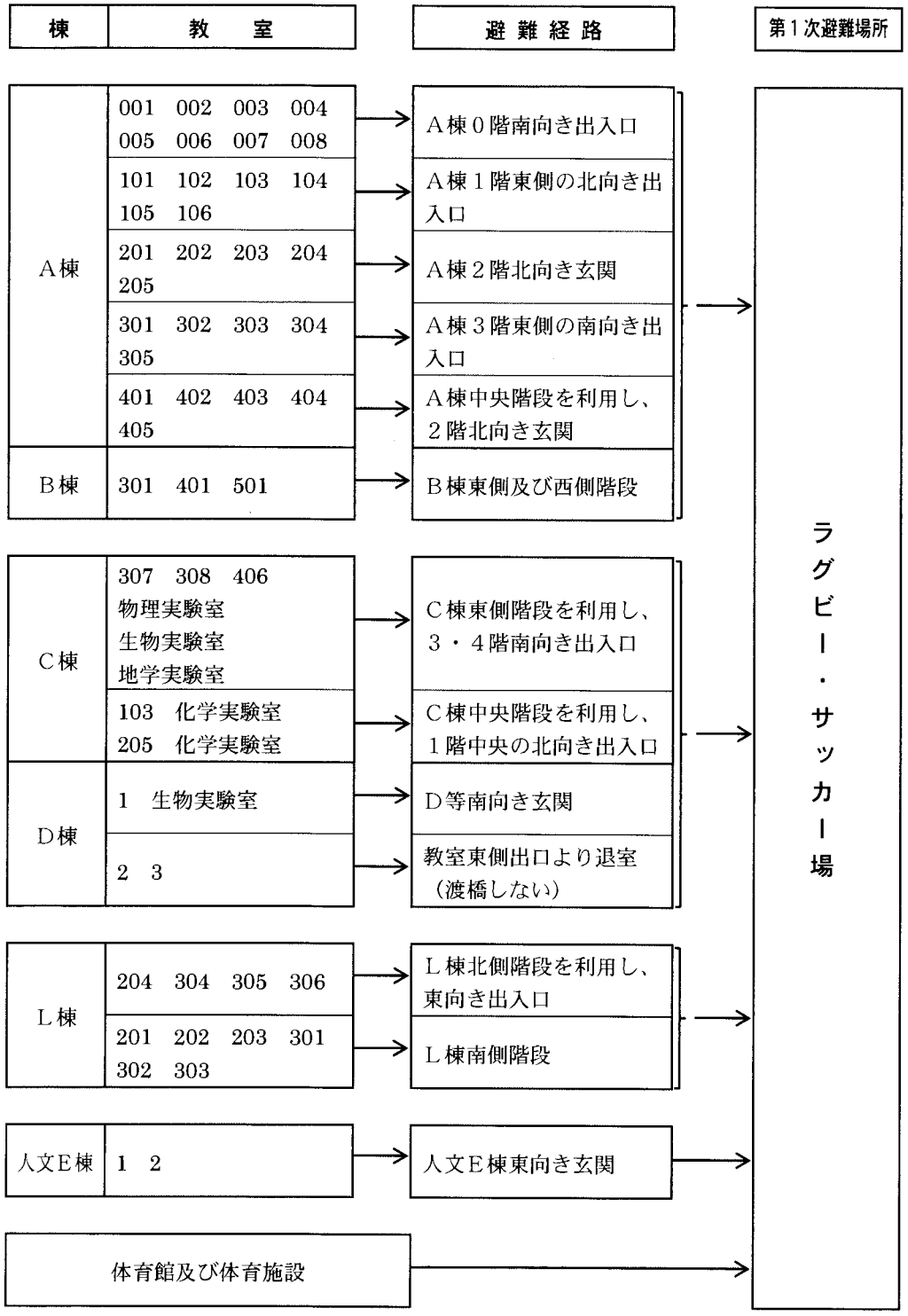

地震以外の気象警報発令時等における
授業休止措置のガイドライン

平成１６年　９月１５日教育研究評議会決定
平成１６年１０月１３日教育研究評議会一部改正
平成２３年　４月１３日教育研究評議会一部改正

（趣　旨）

1　暴風、大雨等の気象に関する警報が発令された状況等において、大学での授業等を休止する措置のガイドラインを定めておく。

（休講等の措置基準）

2　静岡県西部地域及び中部地域に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合で公共交通機関が不通となっているとき、時間帯によって以下のような休講措置をとる。

静岡・浜松いずれか１地域のみが上記状況のときは、当該キャンパスごとに休講措置をとる。

１）午前７時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午前の授業は休講
２）午前１１時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、午後の授業は休講
３）午後４時に警報発令中で公共交通機関不通の場合は、夜間主授業は休講
４）集中講義については、講師及び受講学生の登校可能状況を勘案して、当該部局教務委員会で対応する。

なお、授業中（休憩時間を含む）に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合には，静岡キャンパスでは教育担当理事が、浜松キャンパスでは教育担当理事、工学部長及び情報学部長が協議し、休講措置をとるかどうか決定する。

夜間主コースについては，当該学部で協議し決定する。

注：公共交通機関とは、大学に通じる市内路線バス、静岡駅・浜松駅発着のＪＲ在来線を指す。

（その他）

3　上記措置基準では対応できない状況が発生した場合は，静岡キャンパスでは教育担当理事が，浜松キャンパスでは教育担当理事と工学部長及び情報学部長が協議し，休講措置をとるかどうか決定する。

参考：地震の場合には、「注意情報」が発令された時点で休講となることがすでに定められている。

1．静岡大学大学院規則

昭和39年4月27日

第1章　総則

(大学院の目的)

第1条　静岡大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2　大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条　大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3　前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条　大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科
教育学研究科
総合科学技術研究科
法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2　大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2　前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3　前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条　人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取扱うものとする。

2　修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3　博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4　専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5　専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条　各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻
	経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻
	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻
	農学専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻
	光・ナノ物質機能専攻
	情報科学専攻
	環境・エネルギーシステム専攻
	バイオサイエンス専攻
法務研究科	法務専攻

2　前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3　第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条　岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2　前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条　大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条　修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2　修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章　授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条　大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3　大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2　大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4　各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条　各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

(1)　講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

(2)　演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3)　実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

(4)　講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条　学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

2　専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。

3　第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2　学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2　前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条　大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条　学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条　教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条　教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第3章　課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条　修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2　博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあっては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3　第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「１年」とあるのは「３年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に２年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定めるGradePointAverage（以下「GPA」という。）の値の要件を満たした者について行う。

5　法科大学院の課程修了の認定は、当該課程に３年（法学既修者については、在学したとみなされる期間を含む。）以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科の定めるGPAの値の要件を満たした者について行う。

(教員免許状)

第18条　教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2　前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(単位の認定)

第19条　履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条　履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2　前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第４章　学位

第21条　修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士（専門職）の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士（専門職）の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2　学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第５章　入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条　学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条　修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに適当と認められたものとする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10)　大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(11)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(12)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(13)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

2　前項第10号から第13号までの規定により学生を入学させる場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。

(1)　飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。

(2)　大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。

(3)　飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

(4)　飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

3　博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに適当と認められたものとする。

(1)　修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者

(2)　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第24条　入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条　入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条　選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料(入学料の免除を申請中の者を除く。)を添えて提出しなければならない。

2　前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2　学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2　学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3　第１項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第８条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条　大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2　愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3　進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き２月以上就学することができないときは、所定の手続を経て休学することができる。

2　疾病その他の理由で就学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3　前２項の場合において休学の事由が消滅し復学しようとするときは、遅滞なく復学願を提出し許可を得なければならない。

第29条　休学の期間はその学年を超えてはならない。引き続き休学するときは、あらためて願い出ることができる。

2　休学期間は、修士課程においては通算２年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算３年（法科大学院の課程の法学既修者については、２年）を超えることはできない。

3　休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条　第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願い出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

2　前項の願出に当たり、所属した研究科等が別組織となっている場合の願出先は、当該研究科の専攻と同一の専攻とみなされる専攻を置く研究科等とする。

(転入学)

第30条の2　他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条　学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条　学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)において学修し、大学院の単位として換算することができる単位を修得しようとするときは、研究科長等を経て学長に願い出て、留学の許可を受けなければならない。

2　前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条　学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章　懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条　学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2　懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1)　訓告

(2)　停学

(3)　退学

(除籍)

第35条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1)　第8条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2)　第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者

(3)　授業料が未納で督促してもなお納付しない者

(4)　入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(5)　疾病その他の事由により、研究を継続させることが適当でないと認められる者

(6)　死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章　授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条　学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条　授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条　学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2　前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章　教員組織

第39条　研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

(1)　授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

(2)　研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。

(3)　研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2　前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3　研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4　大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5　教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項まで の規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2　大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章　運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条　大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2　前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条　各研究科に科長を置く。

2　創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3　教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条　教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章　大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条　他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2　修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条　大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2　大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3　研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条　大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2　大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3　大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4　履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5　大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条　大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2　大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3　聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条　他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章　専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条　前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条　専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 50 条　専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(法学既修者)

第 51 条　法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）にあっては、1 年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30 単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2　法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第 52 条　法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者（以下「法務研修生」という。）として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2　法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第 12 章　雑則

第 53 条　この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附　則

1　この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（省略）

別表 I (第 7 条関係)　(抄)

学生収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育研究専攻	52	104				
	共同教科開発学専攻			4 (8)	12 (24)		
	教育実践高度化専攻					20	40
	計	52	104	4 (8)	12 (24)	20	40

備考　教育学研究科共同教科開発学専攻に係る入学定員、収容定員欄の（　）内の数字は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表 II (第 18 条関係)

研究科名	免許状の種類 / 専攻名	専修免許状 幼稚園教諭	専修免許状 小学校教諭	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	専修免許状 特別支援学校教諭
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術,家庭,英語	国語,書道,地理歴史,公民,数学,理科,音楽,美術,保健体育,工業,情報 家庭,英語	
	教育実践高度化専攻	○	○	国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術,家庭,英語	国語,書道,地理歴史,公民,数学,理科,音楽,美術,保健体育,工業,情報 家庭,英語	○

２．静岡大学学位規程

昭和５３年７月１９日

(目的)

第１条　この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定)第39条第2項及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定)第21条第2項の規定に基づき、静岡大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

２　学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第３条　学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第４条　修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第４条の２　教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第５条　博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

２　前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第５条の２　法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第６条　提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

２　審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第７条　大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

２　研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第８条　第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2　学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条　受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条　教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2　前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3　第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4　前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5　前項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条　博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条　最終試験は、学位論文の審査が終った後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条　学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条　大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、自然科学系教育部にあっては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条　審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条　教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2　前項の議決を行うには、教授会構成員(外国出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条　学部教授会又は法務研究科教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条　教授会（法務研究科教授会を除く。）が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条　学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2　本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4　博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条　学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条　学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2　教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条　学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附　則

1　この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(省略)

別表(第2条関係)

学位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学士	人文社会科学部	社会学科	社会学
		言語文化学科	文学
		法学科	法学
		経済学科	経済学
	教育学部		教育学
	情報学部		情報学
	理学部		理学
	工学部		工学
	農学部		農学
修士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士(専門職)	教育学研究科		
博士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士(専門職)	法務研究科		

3．ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー

1. ディプロマ・ポリシー

静岡大学　学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は，教職員，学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち，平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ，教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで，国際感覚と高い専門性を有し，チャレンジ精神にあふれ，豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり，下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1．修士課程，専門職課程においては，専門分野についての深い知識をもとにした研究能力ないし高度な専門職を担う能力を身につけている。
2．博士課程においては，専門分野についての自立的な研究を進めることができ，研究者ないし高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけている。

教育学研究科　学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育学研究科は，学校教育研究専攻（修士課程），教育実践高度化専攻（専門職学位課程），また共同教科開発学専攻（博士課程）の３つの専攻からなり，各専攻においては，下記に示す資質・能力を身につけている者にそれぞれ，修士（教育学），教職修士（専門職），博士（教育学）の学位を授与する。

○学校教育研究専攻

教育に関する高度な専門的力量および見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を教育目標とし，社会における学校教育の理念を理解し，教育に関する深い専門的知識と考え方を身につけること，教科や発達・学習に関する諸問題を論理的に考察し研究できる能力，及び地域社会が直面する教育課題に実践的に対応できる能力を身につけている者に修士(教育学）の学位を授与する。

○教育実践高度化専攻

新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員，及び高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を教育目標とし，理論知と実践知とを融合する新しい知識体系の構築に取り組み，現代的学校教育課題解決につながる理論的，学術的基礎を備えて，高度な実践的指導力を身につけている者に教職修士（専門職）の学位を授与する。

○共同教科開発学専攻

教科開発学の究明を通じて，教科内容の構成原理を明らかにし，教科教育の開発および教育環境の創造，さらに，高等教育機関において，高度な資質を持った教員養成をおこなうことのできる能力育成を教育目標とし，学校教育が抱える複雑・多様化した諸問題に対応した高度な教科学と教育環境学を融合した教科開発学の研究者，または専門職従事者として活動できる能力を身につけている者に博士（教育学）の学位を授与する 。

2. カリキュラム・ポリシー

静岡大学　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1．修士課程，専門職課程においては，各研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，それぞれの専門分野についての深い知識をもとにした研究能力ないし高度な専門職を担う能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

2．博士課程においては，各研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，それぞれの専門分野についての自立的な研究を進めることができ，研究者ないし高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

教育学研究科　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育学研究科は，学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき，下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

○学校教育研究専攻

教科，子ども・学校，さらに発達・学習に関する専門的な深い知識を有し，国際的感覚を備え，地域・学校の教育課程に広い視野から実践的に対応できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

1．共通科目として教職キャリア，初等・中等教育の総合研究，身体・芸術系教育などに関連した科目，及び教育現場の現代的課題に対応した国際理解教育，環境教育，情報教育に関連する科目の中から 6 単位以上を履修する。

2．教育実践能力を育成するための共通実践科目として専修実践研究 2 単位及び教材開発論 2 単位を必須科目とする。

3．専門分野に関わる知識や研究能力を身につけるための専修教科科目の中から 10 単位以上を選択し，課題研究 6 単位と自由選択科目 4 単位以上を履修する。
合計 30 単位以上を履修する。その上で，専修する領域の中から主題を選び研究指導を受け，修士論文，または研究成果を提出する。

○教育実践高度化専攻

新しい学校づくりの有力な担い手となりうる新人教員，または高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を目的として設計されたカリキュラムに基づいて，下記の科目区分のもと合計 48 単位以上を履修する。

1．高度な実践的指導力の基盤的構成部分をなす知識・能力の獲得を目指す「共通科目」（11 科目 22 単位）

2．「学校組織開発」，「教育方法開発」，「生徒指導支援」及び「特別支援教育」各領域において，さらに進んだ知識・能力の獲得を目指す「選択科目」（8 科目 16 単位）

3．「共通科目」及び「選択科目」で学習した内容を実際に学校教育現場で確認したり適用したりすることをねらいとする実習科目。具体的には，「基盤実習」（3 単位）及び「領域別実習」（3 単位）のほか，本専攻での学修履歴を踏まえて 2 年次に全員が取り

組む「学校改善力育成実習（学卒大学院生向け，4単位)」もしくは「学校改善力高度化実習（現職大学院生向け，4 単位)」から構成される「学校における実習科目」(3科目 10 単位）がある。

その上で，専攻領域に関わる実践的研究に専任教員の支援を受けて取り組み，その成果を報告書の形で提出する。

○共同教科開発学専攻

教科開発学の究明を通じて，教科内容の構成原理を明らかにし，教科教育の開発および教育環境の創造についての自立的な研究を進めることができ，研究者ないし，高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

1．専攻基礎科目として，２つの必修科目「教科開発学原論（２単位)」「教科開発学実践論（1 単位)」がある。選択科目として，「文化資源活用論」「教育評価実証方法論」など７科目（すべて 1 単位）を配置し，この中から最低 6 単位を履修する。

2．専攻分野科目として，「教科開発学分野選択科目」をはじめとし，「人文社会系／自然系／創造系教科学分野選択科目」合計 27 科目が用意され，この中から最低 10 単位を履修する。

3．専攻応用科目として，「教科開発学セミナーI（必修），II（必修），III（選択)」（すべて２単位）があり，博士論文執筆に向けての準備と，2 月にすべての院生と教員が一堂に会して授業（セミナー）を行う。

合計 20 単位以上を履修する。その上で，博士論文指導主査の教員とは頻繁に個別に話し合うことのほかにも，副査教員とも密に連絡を取り合い，博士論文執筆に取り組む。

4．静岡大学大学院教育学研究科規則

昭和５６年４月１５日

(趣旨)

第１条　静岡大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）第９条の４及び第１１条第３項の規定に基づく教育学研究科(以下「研究科」という。)に設ける各専攻の授業科目、単位数及び履修方法等については、この規則の定めるところによる。

(専攻等)

第１条の２　研究科に、次の専攻及び附属の施設を置く。

学校教育研究専攻
共同教科開発学専攻
教育実践高度化専攻
学習科学研究教育センター

２　学習科学研究教育センターに関する規則は、別に定める。

(専修及び領域)

第１条の３　学校教育研究専攻に、次の専修を置く。

発達教育学専修、国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育教育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

２　教育実践高度化専攻に、次の領域を置く。

学校組織開発領域、教育方法開発領域、生徒指導支援領域、特別支援教育領域

(目的)

第２条　学校教育研究専攻においては、教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を目的とする。

２　共同教科開発学専攻においては、教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成を目的とする。

３　教育実践高度化専攻においては、総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成を目的とする。

(定義)

第３条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　「現職大学院生」とは、教育実践高度化専攻に所属する１０年以上の現職教員の経験を有する者をいう。

（２）　「学卒大学院生」とは、教育実践高度化専攻に所属する前項に規定する者以外の者をいう。

(教育方法及び担当教員)

第４条　学校教育研究専攻における教育は、修士課程の授業及び静岡大学大学院規則第９条第１項に定める研究指導（以下「研究指導」という。）により行う。

２　共同教科開発学専攻における教育は、博士課程の授業及び研究指導により行う。

３　教育実践高度化専攻における教育は、実践的な教育を行うため、各専門領域に応じ、演習及び実習による理論的かつ実践的な授業により行う。

４　授業は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

５　研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

６　研究指導の補助は、教授、准教授、講師、助教及び特任教員が担当する。

７　共同教科開発学専攻の授業、研究指導及び研究指導の補助は、前３項までに規定するもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを担当する。

第５条　学校教育研究専攻にあっては、教育上の特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(課程修了の認定)

第６条　学校教育研究専攻における課程修了の認定は、当該課程に２年以上在学し、３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。

2　共同教科開発学専攻における課程の修了認定は、当該課程に３年以上在学し、２０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、静岡大学大学院規則第１７条第２項及び第３項の規定にかかわらず、２年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、４年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3　教育実践高度化専攻における課程の修了の認定は、現職大学院生にあっては、当該課程に２年以上在学し、４８単位以上を修得し、最終試験に合格した者について行い、学卒大学院生にあっては、当該課程に２年以上在学し、４８単位以上を修得し、最終試験に合格したこと及び教育職員普通免許状（専修）の取得に必要な所定の単位数を修得した者について行う。ただし、２年次のＧＰＡの値が１．２未満の場合は、課程修了を認定しない。

4　前項ただし書の規定により修了できなかった学生は、良に満たない評価を受けた授業科目について再履修することができる。この場合、ＧＰＡの値の算定は、上位の評価による。

(学位の授与)

第７条　課程を修了した者には、静岡大学学位規程の定めるところにより、学校教育研究専攻にあっては、修士(教育学)の学位を、共同教科開発学専攻にあっては博士（教育学）の学位を、教育実践高度化専攻にあっては、教職修士（専門職）の学位を授与する。

(指導教員)

第８条　学生には、その研究主題に応じ、指導教員及び副指導教員（以下、この条において「指導教員等」という。）を置く。

2　指導教員等は、教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき研究科長が指名する教授又は准教授とする。ただし、特に必要がある場合は、講師、助教又は特任教員とすることができる。

3　指導教員等は、学校教育研究専攻及び共同教科開発学専攻にあっては、授業科目の履修指導、研究指導及びその他の指導を行い、教育実践高度化専攻にあっては、授業科目の履修指導及びその他の指導を行う。

(授業科目、単位数)

第９条　研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(履修方法)

第１０条　学生は、別表 II に定めるところに基づいて授業科目を履修し、かつ、学校教育研究専攻及び共同教科開発学専攻にあっては研究指導を受けなければならない。

2　学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続に従い登録しなければならない。

3　第５条による授業及び研究指導の方法については、教授会が別に定める。

4　教育実践高度化専攻にあっては、授業期間中に大学院の履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

　１年次及び２年次　　３６単位

(小学校教員免許取得プログラム)

第１０条の２　学生のうち、小学校教員免許を取得することを目的としたプログラム（以下「小学校教員免許取得プログラム」という。）の履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

2　小学校教員免許取得プログラムについて必要な事項は別に定める。

3　前２項の規定により授業科目を履修し、当該授業科目の定期試験等に合格した者には所定の単位を与える。ただし、修得した単位は第６条第１項に規定する修了要件の単位数には含めない。

第１１条　学生は、大学院規則の定めるところにより、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。

第１２条　学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2　学生は、大学院規則の定めるところにより、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第１３条　学生が、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第１４条　学生が前３条により履修し修得した単位のうち修了に必要な単位に含めることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて１０単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第１５条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

２　試験及び成績の評価は、当該授業科目担当教員が行う。

３　教育実践高度化専攻の１年次においては、１年次配当科目のうち共通科目１６単位、基盤実習３単位を修得したときは進級する。ただし、１年次のＧＰＡの値が１．２未満の場合は進級できない。

４　前項の規定により進級できなかった学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、ＧＰＡの値の算定から除外する。

５　ＧＰＡの値の算定方法は別に定める。

(編入学者等の既修得単位)

第１６条　編入学、転入学した学生等の既修得単位について、課程修了の要件となる単位の認定は、教授会が別に定める。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の提出)

第１７条　修士論文又は特定の課題についての研究成果は、教授会の定める単位数を修得し、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験)

第１８条　学校教育研究専攻における修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験は、教授会が選出する教授又は准教授３人以上（うち教授１人以上を含むものとし、特に必要がある場合は、講師又は助教のうち、いずれか１人を含めることができる。）の委員をもって構成する審査委員会が行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて教授会が決定する。

２　学校教育研究専攻における修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

３　学校教育研究専攻における最終試験は、第２条第１項に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果を提出した者について行う。

４　学校教育研究専攻における最終試験は、修士論文又は特定の課題についての研究成果及びこれらに関連ある授業科目について、口頭又は筆記により行う。

(博士論文の提出)

第１９条　博士論文は、教授会の定める単位数を修得又は修得見込みの者で、かつ、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

(博士論文の審査及び最終試験)

第２０条　共同教科開発学専攻における博士論文の審査及び最終試験は、教授会が選出する教授又は准教授のうちから５人以上で構成する審査委員会が行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて教授会が決定する。ただし、審査委員には教授１人以上を含むものとする。

２　共同教科開発学専攻における博士論文の研究成果の審査に当たって必要があるときは、審査委員会の議を経て、他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

３　共同教科開発学専攻における最終試験は、第６条第２項に規定する所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文についての研究成果を提出した者について行う。

４　共同教科開発学専攻における最終試験は、博士論文についての研究成果及びこれらに関連ある授業科目について、口頭又は筆記により行う。

(大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生)

第２１条　大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(補則)

第２２条　この規則に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

附　則（平成27年4月1日規則）

1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2　平成27年3月31日において、現に在学する者については、この規則による改正後の静岡大学教育学研究科規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表１（第９条関係）

学校教育研究専攻

共通科目

授業科目名	単位数	必・選
教職キャリア形成論	2	必修
初等教育の総合研究	2	選択
中等教育の総合研究	2	選択
身体・芸術系教育専門研究	2	選択
国際理解教育専門研究	2	選択
環境教育専門研究	2	選択
情報教育専門研究	2	選択

発達教育学専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
子ども・教育基礎研究	2	必修
学校教育実践研究	2	必修

専修教科科目

領域	授業科目名	単位数	必・選
教育学	教育実践史特論	2	選択
	教育法制特論	2	選択
	教育実践学特論	2	選択
	道徳教育特論	2	選択
	教育内容・方法特論	2	選択
	教育社会学特論	2	選択
	教育実践史演習	2	選択
	教育法制演習	2	選択
	教育実践学演習	2	選択
	道徳教育演習	2	選択
	教育内容・方法演習	2	選択
	教育社会学演習	2	選択
	教育実践演習	2	選択
教育心理学	心理測定法特論	2	選択
	臨床心理学特論	2	選択
	教育心理学特論	2	選択
	学校心理学特論	2	選択
	発達心理学特論	2	選択
	心理測定法演習	2	選択
	臨床心理学演習	2	選択
	教育心理学演習	2	選択
	学校心理学演習	2	選択
	発達心理学演習	2	選択
幼児教育	幼児教育学特論	2	選択
	幼児音楽学特論	2	選択
	幼児運動学特論	2	選択
	幼児心理学特論	2	選択
	児童福祉学特論	2	選択
	幼児教育学演習	2	選択
	幼児音楽学演習	2	選択
	幼児運動学演習	2	選択
	幼児心理学演習	2	選択
	児童福祉学演習	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

国語教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
国語科教育実践研究	2	必修
国語科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
国語科教育学	国語科教育原論Ⅰ	2	選択
	国語科教育原論Ⅱ	2	選択
	国語科教育課程論Ⅰ	2	選択
	国語科教育課程論Ⅱ	2	選択
	国語科教育指導論	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
国語学・国文学・漢文学	国語学特論Ⅰ	2	選択
	国語学特論Ⅱ	2	選択
	国語学演習	2	選択
	国文学特論Ⅰ	2	選択
	国文学特論Ⅱ	2	選択
	国文学特論Ⅲ	2	選択
	国文学演習	2	選択
	漢文学特論Ⅰ	2	選択
	漢文学特論Ⅱ	2	選択
	漢文学演習	2	選択
	国語科内容論Ⅰ（国語学・国文学・漢文学）	2	選択
書道	書道特論Ⅰ	2	選択
	書道特論Ⅱ	2	選択
	書道研究演習	2	選択
	国語科内容論Ⅱ（書写・書道）	2	選択
日本語教育	日本語教育特論	2	選択
	日本語教育内容論	2	選択
	日本語教育学演習	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

社会科教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
社会科教育実践研究	2	必修
社会科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
社会科教育学	社会科教育原論	2	選択
	社会科教育課程論Ⅰ	2	選択
	社会科教育課程論Ⅱ	2	選択
	社会科教育指導論Ⅰ	2	選択
	社会科教育指導論Ⅱ	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
哲学・倫理学	社会科内容論Ⅰ（哲学・倫理学）	2	選択
	宗教学特論	2	選択
	宗教学演習	2	選択
	倫理学特論	2	選択
	倫理学演習	2	選択
歴史学	社会科内容論Ⅱ（歴史学）	2	選択
	日本史特論Ⅰ	2	選択
	日本史特論Ⅱ	2	選択
	外国史特論Ⅰ	2	選択
	外国史特論Ⅱ	2	選択
	日本史演習Ⅰ	2	選択
	日本史演習Ⅱ	2	選択
	外国史演習Ⅰ	2	選択
	外国史演習Ⅱ	2	選択
地理学	社会科内容論Ⅲ（地理学）	2	選択
	地理学特論Ⅰ	2	選択
	地理学特論Ⅱ	2	選択
	地理学特論Ⅲ	2	選択
	地理学演習Ⅰ	2	選択
	地理学演習Ⅱ	2	選択
	地理学演習Ⅲ	2	選択
法律学・経済学	社会科内容論Ⅳ（法律学・経済学）	2	選択
	法律学特論Ⅰ	2	選択
	法律学特論Ⅱ	2	選択
	経済学特論	2	選択
	法律学演習Ⅰ	2	選択
	法律学演習Ⅱ	2	選択
	経済学演習	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

数学教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
数学科教育実践研究	2	必修
数学科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
数学教育学	数学科教育原論Ⅰ	2	選択
	数学科教育原論Ⅱ	2	選択
	数学科教育課程論	2	選択
	数学科教育指導論	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
数学	数学科内容論	2	選択
	代数学特論	2	選択
	代数学演習	2	選択
	幾何学特論	2	選択
	幾何学演習	2	選択
	解析学特論	2	選択
	解析学演習	2	選択
	応用数学特論	2	選択
	応用数学演習	2	選択
	数理科学特論	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

理科教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
理科教育実践研究	2	必修
理科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
理科教育学	理科教育原論	2	選択
	理科教育指導論	2	選択
	理科教育課程論	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
物理学	理科内容論Ⅰ（物理）	2	選択
	物理学特論Ⅰ	2	選択
	物理学特論Ⅱ	2	選択
	物理学演習	2	選択
化学	理科内容論Ⅱ（化学）	2	選択
	化学特論Ⅰ	2	選択
	化学特論Ⅱ	2	選択
	化学演習	2	選択
生物学	理科内容論Ⅲ（生物）	2	選択
	生物学特論Ⅰ	2	選択
	生物学特論Ⅱ	2	選択
	生物学演習	2	選択
地学	理科内容論Ⅳ（地学）	2	選択
	地学特論Ⅰ	2	選択
	地学特論Ⅱ	2	選択
	地学演習	2	選択
環境教育	理科内容論Ⅴ（環境教育）	2	選択
	環境教育特論Ⅰ	2	選択
	環境教育特論Ⅱ	2	選択
	環境教育特論Ⅲ	2	選択
総合環境科学	理科内容論Ⅵ（総合環境科学）	2	選択
	総合環境科学特論	2	選択
	総合環境科学演習	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

音楽教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
音楽科教育実践研究	2	必修
音楽科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
音楽科教育学	音楽科教科内容論Ⅰ	2	選択
	音楽教育学特論Ⅰ	2	選択
	音楽教育学演習Ⅰ	2	選択
	音楽科教科内容論Ⅱ	2	選択
	音楽教育学特論Ⅱ	2	選択
	音楽教育学演習Ⅱ	2	選択
	音楽教育原論	2	選択
	音楽科教育指導論	2	選択
	音楽科教育課程論	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
器楽	音楽科教科内容論Ⅲ	2	選択
	器楽演奏法特論Ⅰ	2	選択
	器楽演奏法演習Ⅰ	2	選択
	音楽科教科内容論Ⅳ	2	選択
	器楽演奏法特論Ⅱ	2	選択
	器楽演奏法演習Ⅱ	2	選択
声楽	音楽科教科内容論Ⅴ	2	選択
	声楽演奏法特論Ⅰ	2	選択
	声楽演奏法演習Ⅰ	2	選択
音楽学	音楽科教科内容論Ⅵ	2	選択
	音楽学特論Ⅰ	2	選択
	音楽学演習Ⅰ	2	選択
作曲	音楽科教科内容論Ⅶ	2	選択
	作曲法特論Ⅰ	2	選択
	作曲法演習Ⅰ	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

美術教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
美術科教育実践研究	2	必修
美術科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
教育学 美術科	美術科教育原論	2	選択
	美術科教育指導論	2	選択
	美術科教育課程論	2	選択

教科専門領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
造形制作論	美術科内容論Ⅰ（絵画）	2	選択
	絵画特論	2	選択
	美術科内容論Ⅱ（彫刻）	2	選択
	彫刻特論	2	選択
	美術科内容論Ⅲ（デザイン）	2	選択
	デザイン特論	2	選択
	美術科内容論Ⅳ（工芸）	2	選択
	工芸特論	2	選択
芸術学 造形	美術科内容論Ⅴ（造形芸術学）	2	選択
	美術史特論	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

保健体育教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
保健体育科教育実践研究	2	必修
保健体育科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
教育学 保健体育科	保健体育科教育原論	2	選択
	保健体育科教育指導論Ⅰ	2	選択
	保健体育科教育指導論Ⅱ	2	選択
	保健体育科課程論	2	選択

教科専門領域

体育学・運動学	保健体育科内容論Ⅰ（体育学）	2	選択
	体育学特論	2	選択
	体育学演習Ⅰ	2	選択
	体育学演習Ⅱ	2	選択
	保健体育科内容論Ⅱ（運動学）	2	選択
	運動学特論Ⅰ	2	選択
	運動学特論Ⅱ	2	選択
	運動学特論Ⅲ	2	選択
	運動学演習Ⅰ	2	選択
	運動学演習Ⅱ	2	選択
	運動学演習Ⅲ	2	選択
	運動学演習Ⅳ	2	選択
学校保健学	保健体育科内容論Ⅲ（学校保健学）	2	選択
	学校保健学特論	2	選択
	学校保健学演習Ⅰ	2	選択
	学校保健学演習Ⅱ	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

技術教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
技術科教育実践研究	2	必修
技術科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
技術科教育学	技術科教育原論	2	選択
	技術科教育指導論	2	選択
	技術科教育内容論	2	選択
	情報科教育原論	2	選択
	情報科教育指導論	2	選択

教科専門領域

基礎技術学	電気工学特論Ⅰ	2	選択
	電気工学特論Ⅱ	2	選択
	基礎技術学内容論	2	選択
	情報工学特論	2	選択
	情報工学演習	2	選択
	機械工学特論Ⅰ	2	選択
	機械工学特論Ⅱ	2	選択
生産技術学	金属加工学特論	2	選択
	生産技術学内容論	2	選択
	木材加工学特論Ⅰ	2	選択
	木材加工学特論Ⅱ	2	選択
	園芸学特論	2	選択
	栽培学特論	2	選択
情報教育	情報教育特論Ⅱ	2	選択
	ソフトウェア科学特論	2	選択
	情報教育特論Ⅰ	2	選択
	情報教育内容論	2	選択
	情報教育演習Ⅰ	2	選択
	情報教育演習Ⅱ	2	選択
	総合科学情報特論Ⅰ	2	選択
	総合科学情報特論Ⅱ	2	選択
	総合科学情報演習	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

家政教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
家庭科教育実践研究	2	必修
家庭科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
家庭科教育学	家庭科教育原論	2	選択
	家庭科教育指導論	2	選択
	家庭科内容論Ⅰ	2	選択

教科専門領域

生活科学	食物学特論Ⅰ	2	選択
	食物学特論Ⅱ	2	選択
	食物学演習Ⅰ	2	選択
	食物学演習Ⅱ	2	選択
	被服学特論Ⅰ	2	選択
	被服学特論Ⅱ	2	選択
	被服学演習Ⅰ	2	選択
	被服学演習Ⅱ	2	選択
	家庭科内容論Ⅱ	2	選択
生活学	生活経営学特論	2	選択
	生活経営学演習	2	選択
	家族関係学特論	2	選択
	家族関係学演習	2	選択
	児童学特論	2	選択
	児童学演習	2	選択
	住居学特論	2	選択
	住居学演習	2	選択
	家庭科内容論Ⅲ	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

英語教育専修

共通実践科目

授業科目名	単位数	必・選
英語科教育実践研究	2	必修
英語科教材開発論	2	必修

専修教科科目

教科教育領域

領域	授業科目名	単位数	必・選
英語科教育学	英語科教育原論Ⅰ	2	選択
	英語科教育原論Ⅱ	2	選択
	英語科教育課程論	2	選択
	英語科教育指導論	2	選択
	英語学術論文構成法	2	選択

教科専門領域

英語学	英語科内容論Ⅰ（英語学）	2	選択
	英語学特論Ⅰ	2	選択
	英語学特論Ⅱ	2	選択
	英語学特論Ⅲ	2	選択
	英語学特論Ⅳ	2	選択
英米文学	英語科内容論Ⅱ（英米文学）	2	選択
	英米文学特論Ⅰ	2	選択
	英米文学特論Ⅱ	2	選択
	英米文学特論Ⅲ	2	選択

課題研究

授業科目名	単位数	必・選
課題研究Ⅰ	2	必修
課題研究Ⅱ	2	必修
課題研究Ⅲ	2	必修

教育実践高度化専攻

共通科目

授業科目名	単位数	必・選
新学習指導要領とカリキュラム経営	2	必修
目指すべき学力とその評価	2	必修
授業と学習のメカニズム	2	必修
授業形態の特質と選択	2	必修
子どもの姿と生徒指導の今日的課題	2	必修
子ども理解と学校教育相談の在り方	2	必修
学級経営の実践と課題	2	必修
学校経営の実践と課題	2	必修
学校と地域の協働	2	必修
教職実践研究方法論	2	必修
特別支援教育のシステムと方法	2	必修

選択科目

学校組織開発領域科目

授業科目名	単位数	必・選
教育政策の流れと学校論	2	選択
学校の危機管理の実践と課題	2	選択
学校を動かすミドルリーダーの在り方と実践	2	選択
成人の学習の事例と理論	2	選択
特色あるカリキュラム・マネジメントの実践と課題	2	選択
夢の学校づくり・学校改善への実践論	2	選択
学校組織開発課題研究	2	選択

教育方法開発領域科目

授業科目名	単位数	必・選
◆ 授業と学習の新たな展開	2	選択
◆ 授業分析と校内研修の新たな展開	2	選択
学校に応じた教育実践の評価	2	選択
授業デザインとその開発・評価	2	選択
教材作成と授業形態	2	選択
学校に応じた教育実践の開発	2	選択
教育方法開発課題研究	2	選択

生徒指導支援領域科目

授業科目名	単位数	必・選
◆ 子どもが苦戦する諸問題の理解と教師の対応	2	選択
◆ 子ども同士の人間関係を作るグループアプローチの開発	2	選択
発達障害の理解と対応	2	選択
子どもが安心感を実感するための教師の関わり	2	選択
教師が苦戦する諸問題への対応	2	選択
子ども支援のための他者・他機関との関わり	2	選択
生徒指導支援課題研究	2	選択

特別支援教育領域科目

授業科目名	単位数	必・選
特別支援教育の現状と課題	2	選択
障害児の認知発達とその支援	2	選択
特別支援教育における授業づくり	2	選択
特別支援教育コーディネーターの理論と実践	2	選択
障害児臨床の視点と方法	2	選択
特別支援教育課題研究	2	選択

実習科目

授業科目名	単位数	必・選
基盤実習	3	必修
学校組織開発領域別実習	3	選択
教育方法開発領域別実習	3	選択
生徒指導支援領域別実習	3	選択
特別支援教育領域別実習	3	選択
学校改善力育成実習	4	選択
学校改善力高度化実習	4	選択

備考　選択科目の表中、◆の付された授業科目は、別表Ⅱ履修方法のイ選択科目の項に記載の、各領域で指定する１年次の科目を示す。

別表Ⅱ

学校教育研究専攻

1　修了必要単位数

<table>
<tr><th>専修</th><th>専攻共通科目</th><th>専修共通実践科目</th><th colspan="2">専修教科科目</th><th>課題研究</th><th>自由選択科目</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>発達教育学専修</td><td>6</td><td>4</td><td>他専修の教科教育領域または発達教育学専修において開設する科目から</td><td>10</td><td>6</td><td>4</td><td>30</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国語教育専修
社会科教育専修
数学教育専修
理科教育専修
音楽教育専修
美術教育専修
保健体育教育専修
技術教育専修
家政教育専修
英語教育専修</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">4</td><td>所属する専修の教科教育領域から</td><td>4</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">30</td></tr>
<tr><td>所属する専修のその他の領域から
（※「教科内容論」を含める。）</td><td>6</td></tr>
</table>

2　授業科目履修方法

ア　専攻共通科目：必修１科目２単位のほか、２科目４単位以上を選択履修する。

イ　専修共通実践科目：各専修で開設される２科目４単位すべてを履修する。

ウ　専修教科科目：各教科教育専修においては、所属する専修において開設する授業科目のうち、教科教育領域から２科目４単位以上、その他の領域から「教科内容論」を含む３科目６単位以上を選択履修する。また発達教育学専修においては、各教科教育領域または発達教育学専修において開設する科目から５科目１０単位以上を選択履修する。

エ　課題研究：各専修で開設される３科目６単位をすべて履修する。

オ　自由選択科目：学校教育研究専攻において開設する科目から４単位以上を自由に選択し、履修する。

カ　研究指導・修士論文

専修する領域のなかから主題を選び研究指導を受け，修士論文又は研究成果を提出する。

教育実践高度化専攻

1　修了必要単位数

領域		専攻共通科目	領域別科目		実習科目	合計
学校組織開発領域		22	所属する領域で開講される科目	12	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	4		
教育方法開発領域 生徒指導支援領域	現職	22	所属する領域で開講される科目	8	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	8		
	学卒	22	所属する領域で開講される科目	12	10	48
			所属する領域以外で開講される科目	4		
特別支援教育領域		22	特別支援教育領域科目	10	10	48
			生徒指導支援領域の「発達障害の理解と対応」及び所属する領域以外で開講される科目	6		

2　授業科目履修方法

所属する領域に応じて次のアからウの定めるところにより履修する。

ア　共通科目：共通科目として開設する１１科目（２２単位）すべてを履修する。

イ　選択科目：

特別支援領域以外の領域を選択した学生

現職大学院生：「学校組織開発領域」においては、所属する領域で開講する６科目１２単位を履修するほか、他の領域で開講する２年次の領域別科目から２科目４単位を選択履修する。また、「教育方法開発領域」又は「生徒指導支援領域」においては、所属する領域で指定された１年次の科目２科目４単位及び所属する領域で開講する２年次の領域別科目２科目４単位、合計４科目８単位を履修するほか、所属する領域以外の領域で開講する２年次の領域別科目のうちから４科目８単位を選択履修する。

学卒大学院生：所属する領域で開講する６科目１２単位を履修するほか、他の領域で開講する領域別科目のうちから、２科目４単位以上を自由に選択履修する。

特別支援領域を選択した学生

特別支援教育領域科目として開設する５科目１０単位を履修するほか、生徒指導支援領域の「発達障害の理解と対応」及び所属する領域以外で開講される科目６単位を履修する。

ウ　実習科目：基盤実習として開設する必修２科目（３単位）のほか、主たる専門領域として選択した領域に関する領域別実習１科目３単位を履修する。

また、現職大学院生は、学校改善力高度化実習を、学卒大学院生は、学校改善力育成実習をそれぞれ１科目４単位履修する。

教員免許状について

一種免許状を有する者は、教育学研究科の各専攻において開講している所定の単位を修得し、かつ、本研究科を修了して修士の学位を取得することにより、次の専修免許状を受ける資格を取得できる。

専攻名	免許状の種類
学校教育研究専攻	**幼稚園**、**小学校**、**中学校**（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）、**高等学校**（国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、情報、家庭、英語）
教育実践高度化専攻	**幼稚園**、**小学校**、**中学校**（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）、**高等学校**（国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、情報、家庭、英語）、**特別支援学校**（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

※　専修免許状を取得するためには、教職に関する科目と教科に関する科目とを合わせて２４単位以上取得すること。

ただし、取得免許状の種類・教科に応じて該当する科目であるか確認すること。

免許科目該当一覧

○：当該専修免許状の単位に該当する。　×：該当しない。

1）学校教育研究専攻

共通科目

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
教職に関する科目	教職キャリア形成論	2	○	○	○	○
	初等教育の総合研究	2	×	○	×	×
	中等教育の総合研究	2	×	×	○	○
	身体・芸術系教育専門研究	2	○	○	○	○
	国際理解教育専門研究	2	○	○	○	○
	環境教育専門研究	2	○	○	○	○
	情報教育専門研究	2	○	○	○	○

発達教育学専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
教職に関する科目	子ども・教育基礎研究	2	○	○	○	○
	学校教育実践研究	2	○	○	○	○
	教育実践史特論	2	○	○	○	○
	教育法制特論	2	○	○	○	○
	教育実践学特論	2	○	○	○	○
	道徳教育特論	2	○	○	○	○
	教育内容・方法特論	2	○	○	○	○
	教育社会学特論	2	○	○	○	○
	教育実践史演習	2	○	○	○	○
	教育法制演習	2	○	○	○	○
	教育実践学演習	2	○	○	○	○
	道徳教育演習	2	○	○	○	○
	教育内容・方法演習	2	○	○	○	○
	教育社会学演習	2	○	○	○	○
	教育実践演習	2	○	○	○	○
	心理測定法特論	2	○	○	○	○
	臨床心理学特論	2	○	○	○	○
	教育心理学特論	2	○	○	○	○
	学校心理学特論	2	○	○	○	○
	発達心理学特論	2	○	○	○	○
	心理測定法演習	2	○	○	○	○
	臨床心理学演習	2	○	○	○	○
	教育心理学演習	2	○	○	○	○
	学校心理学演習	2	○	○	○	○
	発達心理学演習	2	○	○	○	○
	幼児教育学特論	2	○	×	×	×
	幼児音楽学特論	2	○	×	×	×
	幼児運動学特論	2	○	×	×	×
	幼児心理学特論	2	○	×	×	×
	児童福祉学特論	2	○	×	×	×
	幼児教育学演習	2	○	×	×	×
	幼児音楽学演習	2	○	×	×	×
	幼児運動学演習	2	○	×	×	×
	幼児心理学演習	2	○	×	×	×
	児童福祉学演習	2	○	×	×	×

国語教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
					国語	国語	書道
教職に関する科目	国語科教育実践研究	2	○	○	○	○	○
	国語科教材開発論	2	○	○	○	○	○
	国語科教育原論Ⅰ	2	○	○	○	○	×
	国語科教育原論Ⅱ	2	○	○	○	○	×
	国語科教育課程論Ⅰ	2	○	○	○	○	×
	国語科教育課程論Ⅱ	2	○	○	○	○	×
	国語科教育指導論	2	○	○	○	○	×
教科に関する科目	国語学特論Ⅰ	2	○	○	○	○	×
	国語学特論Ⅱ	2	○	○	○	○	×
	国語学演習	2	○	○	○	○	×
	国文学特論Ⅰ	2	○	○	○	○	○
	国文学特論Ⅱ	2	○	○	○	○	○
	国文学特論Ⅲ	2	○	○	○	○	○
	国文学演習	2	○	○	○	○	○
	漢文学特論Ⅰ	2	○	○	○	○	○
	漢文学特論Ⅱ	2	○	○	○	○	○
	漢文学演習	2	○	○	○	○	○
	国語科内容論Ⅰ（国語学・国文学・漢文学）	2	○	○	○	○	○
	書道特論Ⅰ	2	○	○	○	×	○
	書道特論Ⅱ	2	○	○	○	×	○
	書道研究演習	2	○	○	○	×	○
	国語科内容論Ⅱ（書写・書道）	2	○	○	○	×	○
	日本語教育特論	2	×	○	○	○	×
	日本語教育内容論	2	×	○	○	○	×
	日本語教育学演習	2	×	○	○	○	×

社会科教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
					社会	地歴	公民
教職に関する科目	社会科教育実践研究	2	×	○	○	○	○
	社会科教材開発論	2	×	○	○	○	○
	社会科教育原論	2	×	○	○	○	○
	社会科教育課程論Ⅰ	2	×	○	○	○	○
	社会科教育課程論Ⅱ	2	×	○	○	○	○
	社会科教育指導論Ⅰ	2	×	○	○	○	○
	社会科教育指導論Ⅱ	2	×	○	○	○	○
教科に関する科目	社会科内容論Ⅰ（哲学・倫理学）	2	×	○	○	×	○
	宗教学特論	2	×	○	○	×	○
	宗教学演習	2	×	○	○	×	○
	倫理学特論	2	×	○	○	×	○
	倫理学演習	2	×	○	○	×	○
	社会科内容論Ⅱ（歴史学）	2	×	○	○	○	×
	日本史特論Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	日本史特論Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	外国史特論Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	外国史特論Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	日本史演習Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	日本史演習Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	外国史演習Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	外国史演習Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	社会科内容論Ⅲ（地理学）	2	×	○	○	○	×
	地理学特論Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	地理学特論Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	地理学特論Ⅲ	2	×	○	○	○	×
	地理学演習Ⅰ	2	×	○	○	○	×
	地理学演習Ⅱ	2	×	○	○	○	×
	地理学演習Ⅲ	2	×	○	○	○	×
	社会科内容論Ⅳ（法律学・経済学）	2	×	○	○	×	○
	法律学特論Ⅰ	2	×	○	○	×	○
	法律学特論Ⅱ	2	×	○	○	×	○
	経済学特論	2	×	○	○	×	○
	法律学演習Ⅰ	2	×	○	○	×	○
	法律学演習Ⅱ	2	×	○	○	×	○
	経済学演習	2	×	○	○	×	○

数学教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 数学	高等学校 数学
教職に関する科目	数学科教育実践研究	2	○	○	○	○
	数学科教材開発論	2	○	○	○	○
	数学科教育原論Ⅰ	2	○	○	○	○
	数学科教育原論Ⅱ	2	○	○	○	○
	数学科教育課程論	2	○	○	○	○
	数学科教育指導論	2	○	○	○	○
教科に関する科目	数学科内容論	2	○	○	○	○
	代数学特論	2	○	○	○	○
	代数学演習	2	○	○	○	○
	幾何学特論	2	○	○	○	○
	幾何学演習	2	○	○	○	○
	解析学特論	2	○	○	○	○
	解析学演習	2	○	○	○	○
	応用数学特論	2	○	○	○	○
	応用数学演習	2	○	○	○	○
	数理科学特論	2	○	○	○	○

理科教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 理科	高等学校 理科
教職に関する科目	理科教育実践研究	2	×	○	○	○
	理科教材開発論	2	×	○	○	○
	理科教育原論	2	×	○	○	○
	理科教育指導論	2	×	○	○	○
	理科教育課程論	2	×	○	○	○
教科に関する科目	理科内容論Ⅰ（物理）	2	×	○	○	○
	物理学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	物理学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	物理学演習	2	×	○	○	○
	理科内容論Ⅱ（化学）	2	×	○	○	○
	化学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	化学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	化学演習	2	×	○	○	○
	理科内容論Ⅲ（生物）	2	×	○	○	○
	生物学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	生物学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	生物学演習	2	×	○	○	○
	理科内容論Ⅳ（地学）	2	×	○	○	○
	地学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	地学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	地学演習	2	×	○	○	○
	理科内容論Ⅴ（環境教育）	2	×	○	○	○
	環境教育特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	環境教育特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	環境教育特論Ⅲ	2	×	○	○	○
	理科内容論Ⅵ（総合環境科学）	2	×	○	○	○
	総合環境科学特論	2	×	○	○	○
	総合環境科学演習	2	×	○	○	○

音楽教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 音楽	高等学校 音楽
教職に関する科目	音楽科教育実践研究	2	○	○	○	○
	音楽科教材開発論	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽教育学特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽教育学演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅱ	2	○	○	○	○
	音楽教育学特論Ⅱ	2	○	○	○	○
	音楽教育学演習Ⅱ	2	○	○	○	○
	音楽教育原論	2	○	○	○	○
	音楽科教育指導論	2	○	○	○	○
	音楽科教育課程論	2	○	○	○	○
教科に関する科目	音楽科教科内容論Ⅲ	2	○	○	○	○
	器楽演奏法特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	器楽演奏法演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅳ	2	○	○	○	○
	器楽演奏法特論Ⅱ	2	○	○	○	○
	器楽演奏法演習Ⅱ	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅴ	2	○	○	○	○
	声楽演奏法特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	声楽演奏法演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅵ	2	○	○	○	○
	音楽学特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽学演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	音楽科教科内容論Ⅶ	2	○	○	○	○
	作曲法特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	作曲法演習Ⅰ	2	○	○	○	○

美術教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 美術	高等学校 美術
教職に関する科目	美術科教育実践研究	2	○	○	○	○
	美術科教材開発論	2	○	○	○	○
	美術科教育原論	2	○	○	○	○
	美術科教育指導論	2	○	○	○	○
	美術科教育課程論	2	○	○	○	○
教科に関する科目	美術科内容論Ⅰ（絵画）	2	○	○	○	○
	絵画特論	2	○	○	○	○
	美術科内容論Ⅱ（彫刻）	2	○	○	○	○
	彫刻特論	2	○	○	○	○
	美術科内容論Ⅲ（デザイン）	2	○	○	○	○
	デザイン特論	2	○	○	○	○
	美術科内容論Ⅳ（工芸）	2	○	○	○	×
	工芸特論	2	○	○	○	×
	美術科内容論Ⅴ（造形芸術学）	2	○	○	○	○
	美術史特論	2	○	○	○	○

保健体育教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
					保体	保体
教職に関する科目	保健体育科教育実践研究	2	○	○	○	○
	保健体育科教材開発論	2	○	○	○	○
	保健体育科教育原論	2	○	○	○	○
	保健体育科教育指導論Ⅰ	2	○	○	○	○
	保健体育科教育指導論Ⅱ	2	○	○	○	○
	保健体育科課程論	2	○	○	○	○
教科に関する科目	保健体育科内容論Ⅰ（体育学）	2	○	○	○	○
	体育学特論	2	○	○	○	○
	体育学演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	体育学演習Ⅱ	2	○	○	○	○
	保健体育科内容論Ⅱ（運動学）	2	○	○	○	○
	運動学特論Ⅰ	2	○	○	○	○
	運動学特論Ⅱ	2	○	○	○	○
	運動学特論Ⅲ	2	○	○	○	○
	運動学演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	運動学演習Ⅱ	2	○	○	○	○
	運動学演習Ⅲ	2	○	○	○	○
	運動学演習Ⅳ	2	○	○	○	○
	保健体育科内容論Ⅲ（学校保健学）	2	○	○	○	○
	学校保健学特論	2	○	○	○	○
	学校保健学演習Ⅰ	2	○	○	○	○
	学校保健学演習Ⅱ	2	○	○	○	○

技術教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	
						工業	情報
教職に関する科目	技術科教育実践研究	2	×	×	○	○	○
	技術科教材開発論	2	×	×	○	○	○
	技術科教育原論	2	×	×	○	○	×
	技術科教育指導論	2	×	×	○	○	×
	技術科教育内容論	2	×	×	○	○	×
	情報科教育原論	2	×	×	○	×	○
	情報科教育指導論	2	×	×	○	×	○
教科に関する科目	電気工学特論Ⅰ	2	×	×	○	○	×
	電気工学特論Ⅱ	2	×	×	○	○	×
	基礎技術学内容論	2	×	×	○	○	×
	情報工学特論	2	×	×	○	○	×
	情報工学演習	2	×	×	○	×	○
	機械工学特論Ⅰ	2	×	×	○	○	×
	機械工学特論Ⅱ	2	×	×	○	○	×
	金属加工学特論	2	×	×	○	○	×
	生産技術学内容論	2	×	×	○	○	×
	木材加工学特論Ⅰ	2	×	×	○	○	×
	木材加工学特論Ⅱ	2	×	×	○	○	×
	園芸学特論	2	×	×	○	×	×
	栽培学特論	2	×	×	○	×	×
	情報教育特論Ⅱ	2	×	×	○	×	○
	ソフトウェア科学特論	2	×	×	○	×	○
	情報教育特論Ⅰ	2	×	×	○	×	○
	情報教育内容論	2	×	×	○	×	○
	情報教育演習Ⅰ	2	×	×	○	×	○
	情報教育演習Ⅱ	2	×	×	○	×	○
	総合科学情報特論Ⅰ	2	×	×	○	×	○
	総合科学情報特論Ⅱ	2	×	×	○	×	○
	総合科学情報演習	2	×	×	○	×	○

家政教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 家庭	高等学校 家庭
教職に関する科目	家庭科教育実践研究	2	×	○	○	○
	家庭科教材開発論	2	×	○	○	○
	家庭科教育原論	2	×	○	○	○
	家庭科教育指導論	2	×	○	○	○
	家庭科内容論Ⅰ	2	×	○	○	○
教科に関する科目	食物学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	食物学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	食物学演習Ⅰ	2	×	○	○	○
	食物学演習Ⅱ	2	×	○	○	○
	被服学特論Ⅰ	2	×	○	○	○
	被服学特論Ⅱ	2	×	○	○	○
	被服学演習Ⅰ	2	×	○	○	○
	被服学演習Ⅱ	2	×	○	○	○
	家庭科内容論Ⅱ	2	×	○	○	○
	生活経営学特論	2	×	○	○	○
	生活経営学演習	2	×	○	○	○
	家族関係学特論	2	×	○	○	○
	家族関係学演習	2	×	○	○	○
	児童学特論	2	×	○	○	○
	児童学演習	2	×	○	○	○
	住居学特論	2	×	○	○	○
	住居学演習	2	×	○	○	○
	家庭科内容論Ⅲ	2	×	○	○	○

英語教育専修

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校 英語	高等学校 英語
教職に関する科目	英語科教育実践研究	2	×	×	○	○
	英語科教材開発論	2	×	×	○	○
	英語科教育原論Ⅰ	2	×	×	○	○
	英語科教育原論Ⅱ	2	×	×	○	○
	英語科教育課程論	2	×	×	○	○
	英語科教育指導論	2	×	×	○	○
	英語学術論文構成法	2	×	×	○	○
教科に関する科目	英語科内容論Ⅰ（英語学）	2	×	×	○	○
	英語学特論Ⅰ	2	×	×	○	○
	英語学特論Ⅱ	2	×	×	○	○
	英語学特論Ⅲ	2	×	×	○	○
	英語学特論Ⅳ	2	×	×	○	○
	英語科内容論Ⅱ（英米文学）	2	×	×	○	○
	英米文学特論Ⅰ	2	×	×	○	○
	英米文学特論Ⅱ	2	×	×	○	○
	英米文学特論Ⅲ	2	×	×	○	○

教育実践高度化専攻

区分	授業科目名	単位	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教職に関する科目	新学習指導要領とカリキュラム経営	2	○	○	○	○	×
	目指すべき学力とその評価	2	○	○	○	○	×
	授業と学習のメカニズム	2	○	○	○	○	×
	授業形態の特質と選択	2	○	○	○	○	×
	子どもの姿と生徒指導の今日的課題	2	○	○	○	○	×
	子ども理解と学校教育相談の在り方	2	○	○	○	○	×
	学級経営の実践と課題	2	○	○	○	○	×
	学校経営の実践と課題	2	○	○	○	○	×
	学校と地域の協働	2	○	○	○	○	×
	教職実践研究方法論	2	○	○	○	○	×
	特別支援教育のシステムと方法	2	×	×	×	×	○
	教育政策の流れと学校論	2	○	○	○	○	×
	学校の危機管理の実践と課題	2	○	○	○	○	×
	学校を動かすミドルリーダーの在り方と実践	2	○	○	○	○	×
	成人の学習の事例と理論	2	○	○	○	○	×
	特色あるカリキュラム・マネジメントの実践と課題	2	○	○	○	○	×
	夢の学校づくり・学校改善への実践論	2	○	○	○	○	×
	学校組織開発課題研究	2	×	×	×	×	×
	授業と学習の新たな展開	2	○	○	○	○	×
	授業分析と校内研修の新たな展開	2	○	○	○	○	×
	学校に応じた教育実践の評価	2	○	○	○	○	×
	授業デザインとその開発・評価	2	○	○	○	○	×
	教材作成と授業形態	2	○	○	○	○	×
	学校に応じた教育実践の開発	2	○	○	○	○	×
	教育方法開発課題研究	2	×	×	×	×	×
	子どもが苦戦する諸問題の理解と教師の対応	2	○	○	○	○	×
	子ども同士の人間関係を作るグループアプローチの開発	2	○	○	○	○	×
	発達障害の理解と対応	2	×	×	×	×	○
	子どもが安心感を実感するための教師の関わり	2	○	○	○	○	×
	教師が苦戦する諸問題への対応	2	○	○	○	○	×
	子ども支援のための他者・他機関との関わり	2	○	○	○	○	×
	生徒指導支援課題研究	2	×	×	×	×	×
	特別支援教育の現状と課題	2	×	×	×	×	○
	障害児の認知発達とその支援	2	×	×	×	×	○
	特別支援教育における授業づくり	2	×	×	×	×	○
	特別支援教育コーディネーターの理論と実践	2	×	×	×	×	○
	障害児臨床の視点と方法	2	×	×	×	×	○
	特別支援教育課題研究	2	×	×	×	×	×
	基盤実習	3	○	○	○	○	○
	学校組織開発領域別実習	3	○	○	○	○	×
	教育方法開発領域別実習	3	○	○	○	○	×
	生徒指導支援領域別実習	3	○	○	○	○	×
	特別支援教育領域別実習	3	×	×	×	×	○
	学校改善力育成実習	4	○	○	○	○	○
	学校改善力高度化実習	4	○	○	○	○	○